

令和7年11月25日更新

更新ページ 17-20

追加ページ 28

※ 10月17日～

防災意識・防災のあり方・避難行動のあり方・避難所/避難場所等に限定しました。

防災基礎

(基本編)

大竹市
危機管理課



公開先
大竹市HP
防災研修資料

大竹の防災意識

広島県の特徴 土砂・洪水

80年間(広島県)

広島県
土砂・洪水
頻繁に発生

年月	要因	災害種別			主な被災地	被害の概要
		土	洪	巣		
S20. 9	枕崎台風	●	●		呉市 旧大野町 他	死者・行方不明者2,012名、 家屋全壊2,127戸、半壊3,375戸 他
S26.10	ルース台風	●	●	●	大竹市 旧佐伯郡 他	死者・行方不明者166名、 家屋全壊716戸、半壊1,267戸 他
S42. 7	豪雨	●	●		呉市 他	死者・行方不明者159名、 家屋全壊514戸、半壊605戸 他
S47. 7	豪雨	●	●		三次市 庄原市 他	死者・行方不明者39名、 家屋全壊349戸、半壊2,171戸 他
S63. 7	豪雨	●	●		旧加計町 他	死者・行方不明者15名、 家屋全壊38戸、半壊20戸 他
H 3. 9	台風19号	●	●	●	呉市 旧宮島町 他	死者6名、 家屋全壊50戸、半壊442戸 他
H11. 6	豪雨	●	●		広島市 呉市 他	死者32名、 家屋全壊154戸、半壊101戸 他
H11. 9	台風18号	●		●	広島市 呉市 他	死者5名、 家屋全壊2戸、半壊7戸 他
H16. 9	台風18号	●	●	●	広島市 廿日市市 他	死者5名、 家屋全壊27戸、半壊204戸 他
H18. 9	台風13号	●	●		安芸高田市 北広島町 他	死者・行方不明者2名、 家屋全壊4戸、半壊6戸 他
H22. 7	豪雨	●	●		庄原市 世羅町 他	死者5名、 家屋全壊19戸、半壊35戸 他
H26. 8	豪雨	●	●		広島市	死者77名、 家屋全壊179戸、半壊217戸 他
H30. 7	豪雨	●	●		県内全域	死者149名・行方不明者5名 (R2.2.10時点) 家屋全壊1,162戸、半壊3,628戸 他

大竹市被害

大竹市
70年以上
大規模災害
の経験なし



正常性バイアス
思い込み
「今回も大丈夫だ」



防災上の弱点

出典:ひろしまマイ・タイムライン

大竹市民が陥りやすい2つの傾向

楽天的

悲観的

正常性バイアス

危険な状況でも「自分は大丈夫」
「今まで何ともなかった」



⇒「今度も大丈夫だろう」
と思い込む

風水害(洪水・土砂災害)

× 結局、何もしない



悲観バイアス

ニュースで悪い出来事ばかり報道されると過度に不安を感じてしまう。

⇒「ただ怖い」



パニックになる

地震・津波(南海トラフ)

× 結局、何もしない



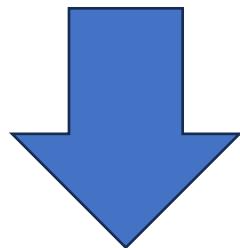
正しい知識を得て
 ○ 正しく恐れ
 ○ 正しく備えましょう

大竹市の実状に即した指導上の工夫

市民の意識(現状)

風水害<地震・津波

特に平野部で顕著



広島県は全国で最も土砂災害の多い県だが

(大竹で)風水害重視では
市民の意識が失速しかねない

取り組み上の工夫

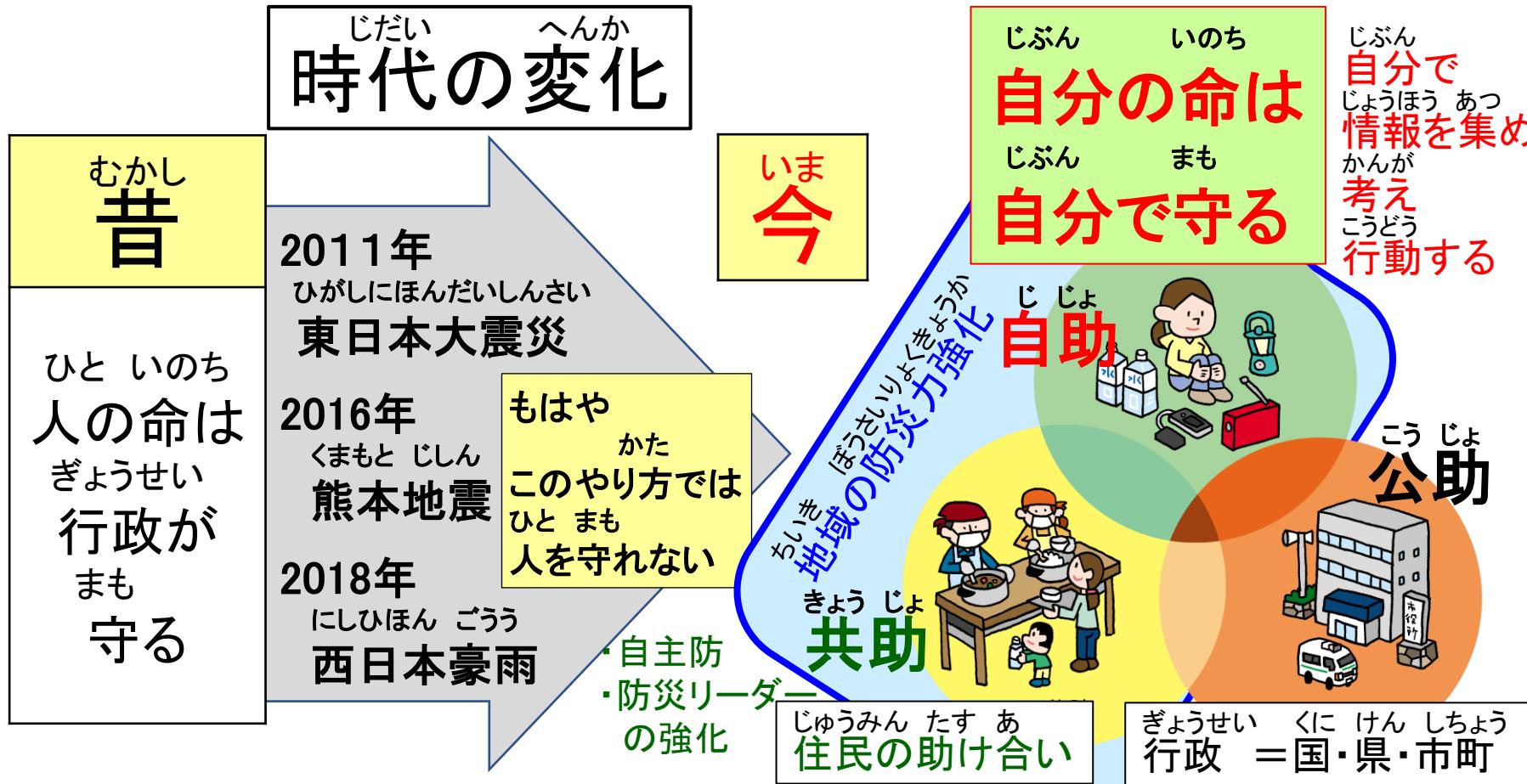
風水害=地震・津波

自主性を重視

⇒活動の持続化

両者を対等化
包括的に実施

防災のあり方



2018年12月 政府発表 せいふはっぴょう **<国民へむけた言葉>** こくみん ことば じょうきょう おう ひなんじょうほう だ じゅうみん たす あ ふかのう しぜん

**中央防災会議(30年7月豪雨災害・避難に
関するワーキンググループ)報告書より**

**「行政が一人ひとりの状況に応じた避難情報を出すことは不可能です。自然
の脅威が間近に迫っているとき、行政が一人ひとりを助けに行くことはできま
せん。行政は万能ではありません。皆さんの命を行政に委ねないでください。」**

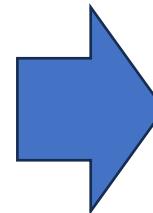
大竹市の取り組み方針

自分の命は
自分で守る

自分で
情報を集め
考え
行動する



大竹市の
防災教育は
この方法を
具体的に解説



災害の
自分事化

とにかく自分の頭で考える!!

大竹市の取り組み方針

自主防災組織の強化

呼びかけ体制

…広島県全市町が参加中



ステップアップ訓練

…大竹市独自の実施方法

- 参加は希望のみ
- 3段階を準備
相談→研修→訓練
- 参加組織の実情に応じ
個別に内容を調整

避難行動のあり方

ひなん

避難とは、 『あぶないところ』を『避』けること

あんぜん

ばしょ

ひと

さ

- 安全な場所にいる人は

ひなん

ばしょ

い

ひつよう

避難場所に行く必要はありません。

かくにん

(⇒ ハザードマップで自分の家を確認しよう)

しやくしょ

してい

ひなん

ばしょ

- 市役所が指定した避難場所に

ひなん

行くことだけが避難ではありません。

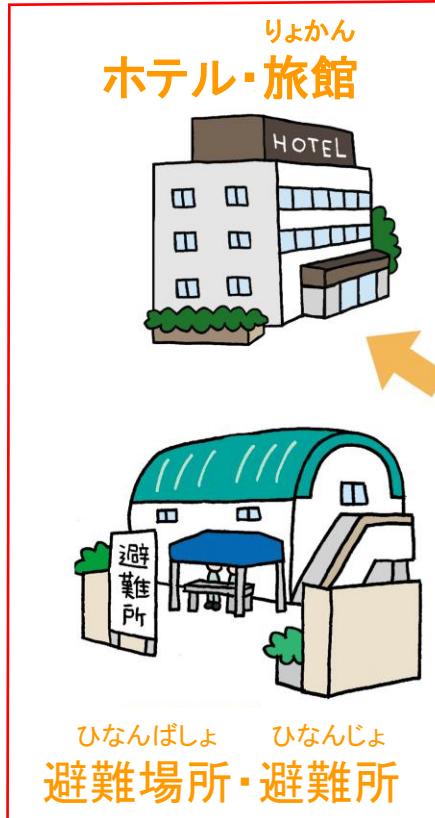
(⇒

ぶんさんひなん
分散避難

とよびます。)

避難行動のあり方

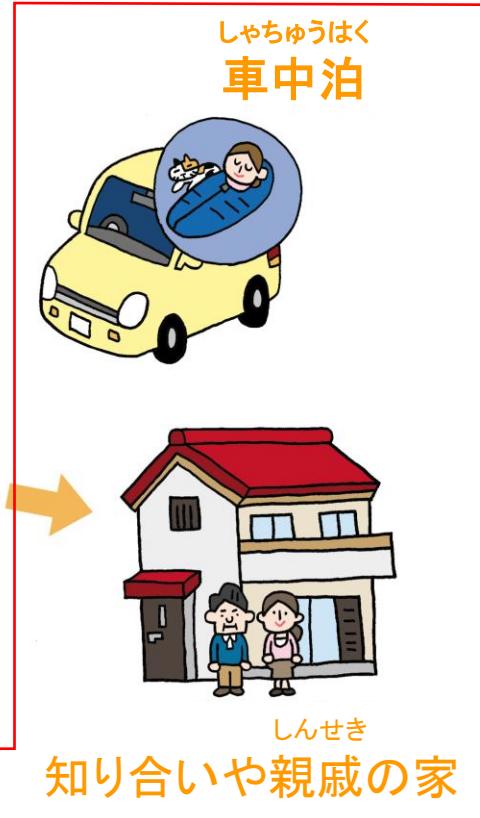
分散避難



さいたくひなん
在宅避難
おくないあんぜんかくほ
(屋内安全確保)
すいちょくひなん
2階へ行く: 垂直避難



たちのきひなん
立退避難 (水平避難)
すいへいひなん



じたく あんぜん
○自宅が安全なら、
さいたく ひなん
⇒「在宅避難」

に ひつよう
外に逃げる必要はありません。
たちのき ひなん
⇒「立退避難」

ざいたくひなん

在宅避難の特徴

令和7年2月20日 追加
作成 大竹市危機管理課

良い点：自宅で生活できる。

- ⇒ 小さなお子さんや高齢者が生活しやすくなります。
- ⇒ ペットとともに生活できます。
- ⇒ 「火事場泥棒」から財産を守れます。
- ⇒ 避難先に備蓄品を運搬する手間が不要です。

条件

- **強い耐震基準の家**

現在、大手メーカーの新築は
戸建・賃貸とも、2000年基準分類3
- **津波・土砂**

自宅を破壊する津波や土砂災害の恐れのない場所
- **備蓄の確保**

電気・ガス・水道の停止に備えた十分な備蓄

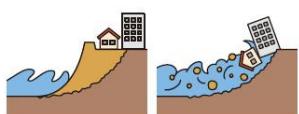
安全な場所とは

じしん
地震がんじょう
頑丈な家・建物つなみ
津波来ないところ
高いところこうずい
洪水ハザードマップで
色のついてない
ところ洪水が来ても
家にいられる場合どしゃ
土砂ハザードマップで
色のついてないところ

「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない

(入っていると…)

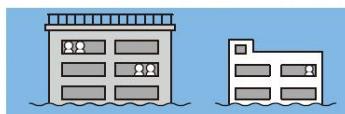
流速が速いため、
木造家屋は倒壊する
おそれがあります地面が削られ家屋は
建物ごと崩落する
おそれがあります

② 浸水深より居室は高い

3・4階	5m～10m未満 (3階床上浸水～4階軒下浸水)
2階	3m～5m未満 (2階床上～軒下浸水)
1階	0.5m～3m未満 (1階床上～軒下浸水)
1階床下	0.5m未満(1階床下浸水)

③ 水がひくまで我慢でき、
水・食糧などの備えが十分

(十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になる
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の
使用ができなくなるおそれがあります

風水害での安全確保

風水害対策

- ・早めの避難(警戒レベル3・4の間)
- ・ハザードマップに基づく適切な避難行動
- ・移動ルートの安全も考慮

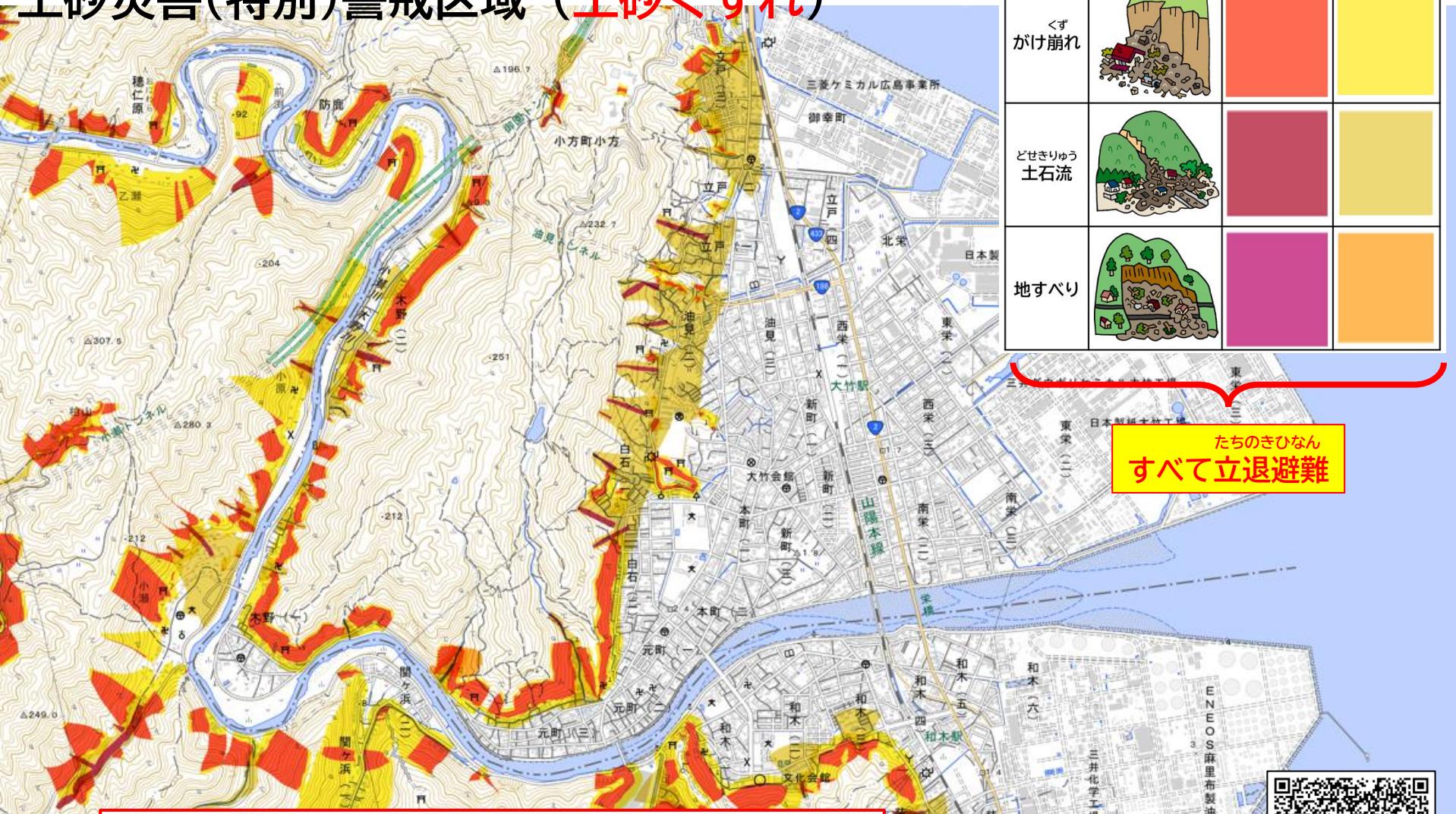
移動中の被災例

- × 蓋のない側溝に転落(死亡)
- 内水氾濫で道路が見えない危険
- × 土砂・洪水災害に巻き込まれる(死亡)
- 避難が遅れることで高まる危険

ハザードマップ 土砂 (どしゃ)

どしゃ さいがい (とくべつ) けいかい くいき どしゃ

土砂災害(特別)警戒区域 (土砂くずれ)



きけん たてもの はかい おそ
危険: 建物ごと破壊される恐れがある

いどう

色のついてない場所への移動が必要 ⇒ 立退避難

たちのきひなん

出典: 国交省国土地理院
(重ねるハザードマップ)

スマホで確認⇒



区分	イメージ	(レッド) 特別 警戒区域	(イエロー) 特別 警戒区域
くず がけ崩れ			
どせきりゅう 土石流			
地すべり			

(レッド)
特別
警戒区域

(イエロー)
特別
警戒区域

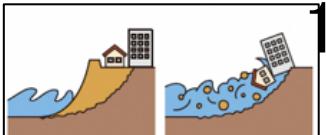
けいかい
いき
警戒区域

けいかい
いき
警戒区域

ハザードマップ 洪水 (こうずい)

かおくとうかいとう はんらん そうてい くいき

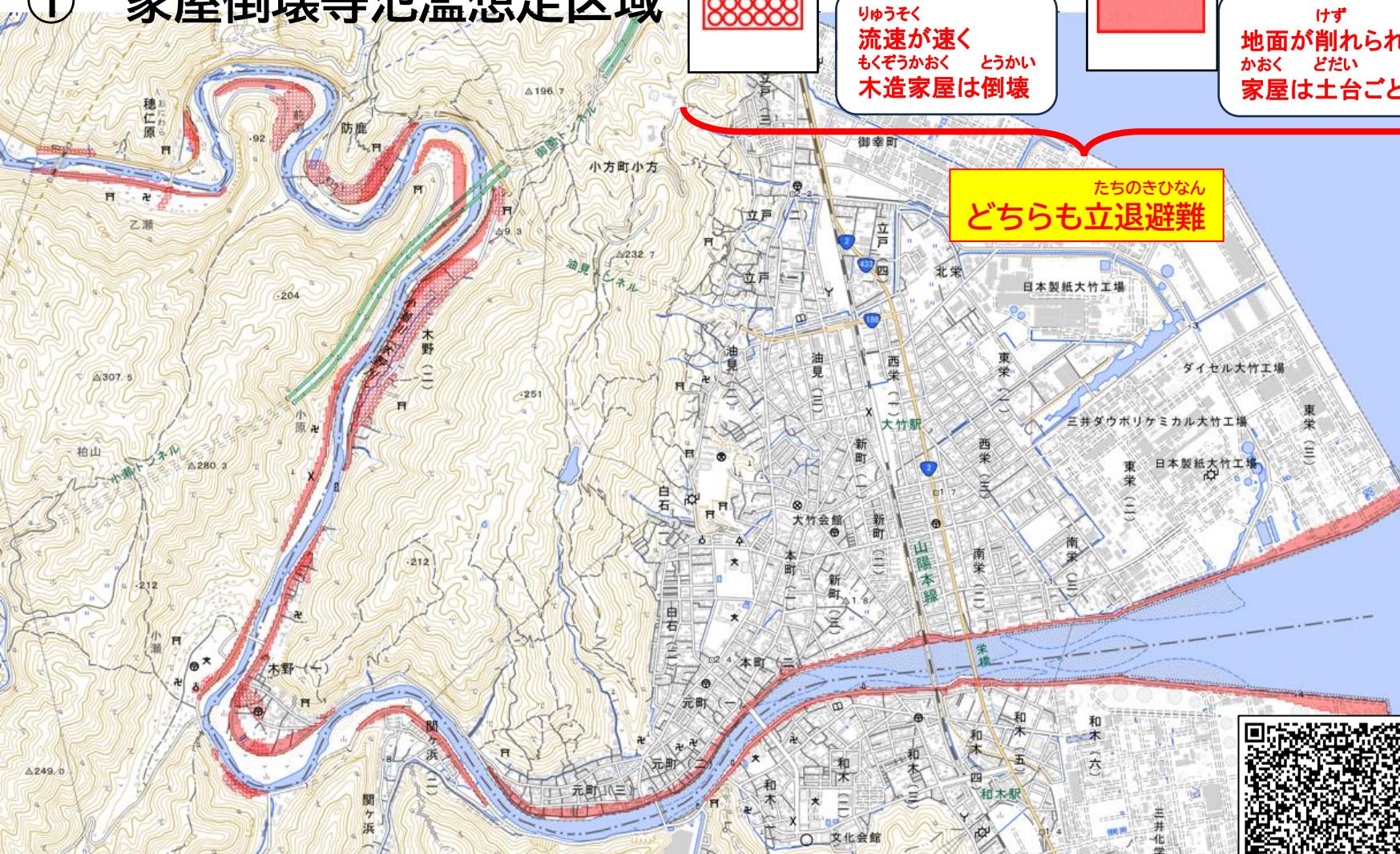
① 家屋倒壊等氾濫想定区域



りゅうそく
流速が速く
もくぞうかおく とうかい
木造家屋は倒壊

けず
地面が削れられ
かおく どだい ほうかい
家屋は土台ごと崩落

たちのきひなん
どちらも立退避難



たてもの はかい おそ
建物ごと破壊される恐れがある

ひなん たちのきひなん
色のついてない場所への避難が必要 ⇒ 立退避難

出典: 国交省国土地理院
(重ねるハザードマップ)

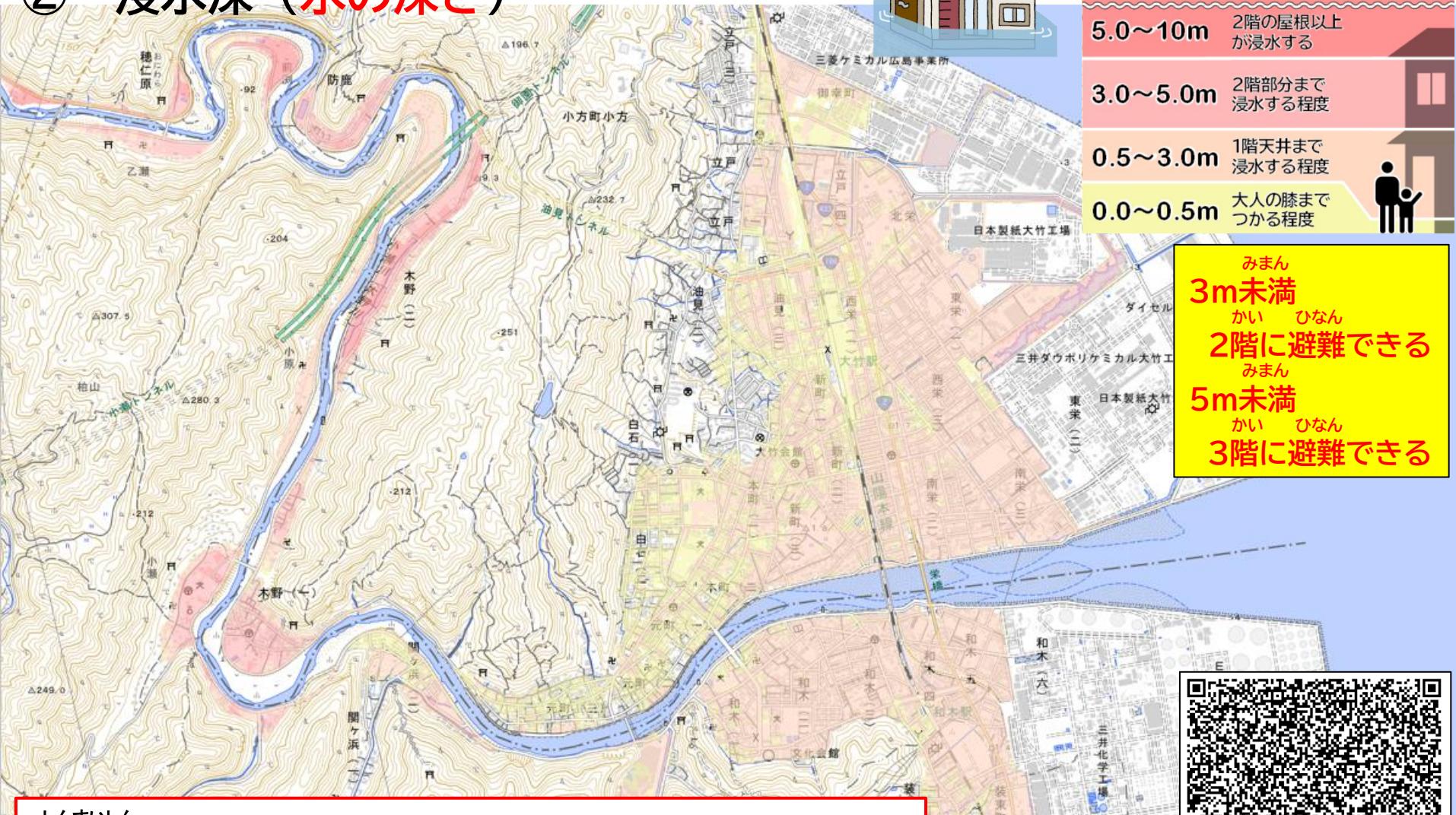
スマホで確認⇒



ハザードマップ 洪水 (こうずい)

しんすいしん

② 浸水深 (水の深さ)



みまん
3m未満
かい ひなん
2階に避難できる
みまん
5m未満
かい ひなん
3階に避難できる

しんすいしん

浸水深よりも高い部屋が
ざいたく ひなん かのう
ある家:在宅避難が可能

たちのき ひなん
ひつよう
ない家:立退避難が必要

出典:国交省国土地理院
(重ねるハザードマップ)

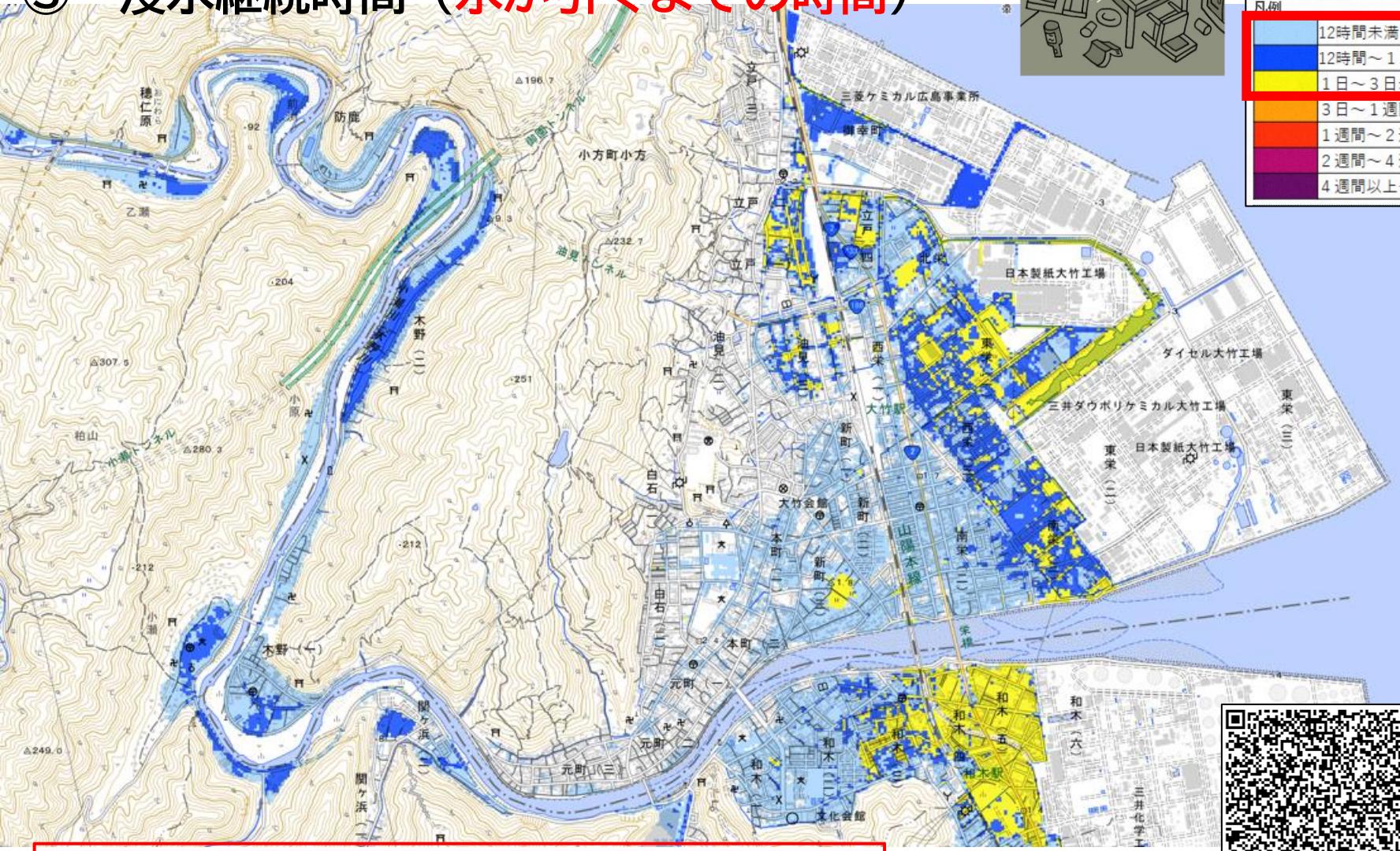
スマホで確認⇒



ハザードマップ 洪水 (こうずい)

しんすい けいぞく

③ 浸水継続時間 (水が引くまでの時間)



みまん みまん みまん
12時間未満(水色)、1日未満(青色)、3日未満(黄色)
た びちくひん

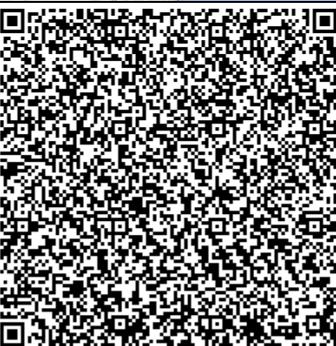
この時間を耐えられる備蓄品が必要



浸水継続時間 (想定最大規模) 20
氾濫水到達後、浸水深が0.5mに達してからその浸水深を下回るまでの時間
凡例
12時間未満
12時間～1日未満
1日～3日未満
3日～1週間未満
1週間～2週間未満
2週間～4週間未満
4週間以上～

出典: 国交省国土地理院
(重ねるハザードマップ)

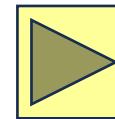
スマホで確認⇒



令和元年台風19号 車避難中に洪水に巻き込まれる動画

毎日新聞 YOUTUBE公開動画

<https://www.youtube.com/watch?v=k5wYC4HMjWA>



21

地震での安全確保

地震対策

	地震が来る前 にすること	備 考
旧耐震基準の家	外に逃げる	緊急地震速報で 地震発生を知る
新耐震基準の家	建物内で 安全確保	

建物の耐震基準

耐震基準	耐震性	補 足
旧耐震基準 1980年以前	<ul style="list-style-type: none"> 震度5:倒壊しない 震度5以上:規定なし 	
新耐震基準 1981.6.1改正	<ul style="list-style-type: none"> 震度5:損傷が少ない 震度7:崩壊・倒壊しない <p>余震など2度目の震度7には耐えられない場合がある</p>	
2000年基準 2000.6.1改正	等級1 数百年に一度の地震で倒壊、崩壊等しない 数十年に一度の地震で損傷しない	1995阪神淡路大震災の教訓を受け新耐震基準を強化したもの <ul style="list-style-type: none"> 不同沈下防止(地盤に合わせた基礎の作成) 接合部の固定 耐力壁の均等化
	等級2 等級1の1.25倍の地震に耐える	
	等級3 等級1の1.5倍の地震に耐える	

2026年熊本地震における益城町(震度7が2回発生)における状況

	倒壊した建物の割合
旧耐震基準	28. 2%
新耐震基準	8. 7%
2000年基準	2. 2%

国交省住宅局調査結果抜粋
 「熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会」報告書のポイント
<https://www.mlit.go.jp/common/001155087.pdf>

耐震基準の確認方法

手段	確認方法		
建築確認通知書 又は 建築確認済証	建築 確認日	~1981年5月31日	旧耐震基準
		1981年6月1日~	新耐震基準
		2000年6月1日~	2000年基準
住宅性能評価書	耐震性評価結果による		
耐震診断	診断結果による		

建築確認日：設計図の審査日 ⇒ その後建築
半年後：完成・引渡し

第三号様式（第二条、第三条関係）

確認通知書（建築物） サンプル

建築主	確認番号 確認年月日	第 平成 年 月 号 日
殿		
	建築主事	印

第三条関係）

建築基準法第6条第1項の規定による
確認済証 サンプル

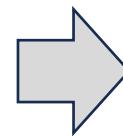
建築主	第 平成 年 月 号 日
	建築主事

津波での安全確保



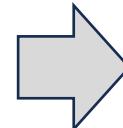
津波避難の三原則

1 想定にとらわれるな



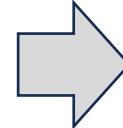
ハザードマップ通りの
津波はない
想定より早く来るかも

2 最善をつくせ



より高く、より遠くへ逃げろ
建物より高台を目指せ

3 率先避難者たれ

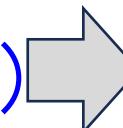


あなたの避難行動が
周りを感化する
基本は津波てんでんこ

出展:群馬大学大学院 片田敏孝教授(釜石の出来事)

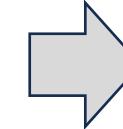
東日本大震災の教訓

1 原則・徒歩避難(車危険)



仙台市・閎上(ゆりあげ)地区
(車渋滞中に津波襲来)

2 津波は川を遡上する
(川からも離れよ)



石巻市・大川小学校
(河口上流5kmに津波襲来)

ハザードマップ 津波(つなみ)

つなみ しんすい そうてい くいき

つなみ

く

津波浸水想定区域 (津波が来るところ)

つなみ よそう あ

津波の予想は当たりません。

津波の予想は当たりません。
ハザードマップを信じないでください。

じっさい き
実際は来てみないとわかりません。

み おそ
しかし見てからでは遅いので

うみ ちか へいやぶ
○海に近い平野部

おお かわ しゅうへん
○大きな川の周辺は

つなみ く
津波が来るつもりで

たか に
○高いところへ逃げてください。

たてもひなん
建物への避難では、

よる はい
×夜は入れないかもしれません。

つなみ たか に ば
×津波が高いと逃げ場がなくなります。

凡例

20m ~
10m ~ 20m
5m ~ 10m
3m ~ 5m
0.5m ~ 3m
0.5m ~ 1m
~ 0.5m
~ 0.3m



1.5m以上の
津波で
木造家屋は
全壊します。

出典: 国交省国土地理院
(重ねるハザードマップ)

スマホで確認



避難場所・避難所

ひなんばしょ ひなんじょ ちが

避難場所と避難所の違い



ひなんばしょ
避難場所

かえ いえ ひと
帰る家のある人が
いえ かえ まつ ばしょ
家に帰れるまで待つ場所

- 原則、食料や水はありません。
- 一般的に大きな公園や大学
が指定されます。
- 広島県は風水害が多いので
屋根付きの建物が多いです。
大竹市も同じです。

ひなんじょ
避難所



かえ いえ ひと
帰る家をなくした人が
かせつ じゅうたく
仮設住宅ができるまで
せいかつ ところ
生活する所

- 水やトイレなどを備えています。
- 一般的に小中学校や公民館な
どの公共施設が指定されます。
- 大竹市も同じです。
- 運営は避難者が自分たちでし
ます。

市の管理する避難場所

開設・運営: 市職員が実施

【市が管理する緊急指定避難場所】

◆第1次避難場所 (市災害対策本部設置と同時に開設)

番号	名 称	電話番号	対応災害				
			土砂	高潮	洪水	地震	津波
1	大竹市総合市民会館 ※ペット同行可	53-6677	○	○	2階以上	△	2階以上
2	アゼリアおおたけ (大竹会館) 【大竹支部】 ※ペット同行可	52-4331	○	○	2階以上	○	2階以上
3	大竹市役所【小方支部】	59-2111	○	○	○	○	○
4	玖波小学校 (校舎内) 【玖波支部】	57-3101	○	○	○	○	○
5	阿多田漁村センター【阿多田支部】	53-7174	○	2階以上	○	○	×

※ペットはケージに入れ、飲食物や薬を持参し、健康管理やしつけがされ、飼い主が世話すること等が条件です。

詳しくは市ホームページ「ペットを連れた避難について」をご覧ください。

◆第2次避難場所 (災害の状況や規模に応じて順次開設)

番号	名 称	電話番号	対応災害				
			土砂	高潮	洪水	地震	津波
1	木野集会所【木野川手支部】	—	○	○	×	○	○
2	松ヶ原集会所【松ヶ原支部】	57-4808	○	○	○	○	○
3	農林振興センター【栗谷支部】	56-0301	○	○	2階以上	△	○
4	大竹小学校 (校舎内)	—	○	○	2階以上	○	2階以上
5	サントピア大竹 (大竹市総合福祉センター)	53-8120	○	○	2階以上	○	2階以上
6	栄公民館	53-6688	○	○	2階以上	□	2階以上
7	小方小学校 小方中学校 (小方学園校舎内)	—	○	○	○	○	○
8	玖波公民館	57-7084	○	2階以上	○	×	2階以上
9	玖波中学校 (校舎内)	—	○	○	○	○	○

【表の見方】『○』: 避難できます。『×』: 該当する災害では避難できません。

『△』: 地震の場合は状況に応じて避難可否を判断します。

『2階以上』: 避難できますが施設の2階以上に滞在してください。

※下線付は昨年度から
変更した部分です。

開設のタイミング

自主避難者対応(状況に応じて開設)

⇒市役所(24時間)

総合市民会館(開館時間のみ)

避難場所開設(警戒レベル3以上)

⇒対象施設

第1次避難場所優先

状況により第2次を開設

※ 必要な地区のみに限定

ペット同伴対応

総合市民会館・大竹会館

条件: 現場が指定する部屋を使用する。

ゲージに入れる。

飲食物や薬を持参する。

健康管理やしつけができている。

持ち主が世話ををする。



他機関及び地域で管理する避難場所

【地域や他機関で管理する避難場所】

※他機関や自治会等地域の判断または市の要請で開設され、原則、市の職員は配置されません。

番号	名 称	電話番号	対応災害				
			土砂	高潮	洪水	地震	津波
1	大竹高等学校	52-4325	×	○	○	○	○
2	コミュニティサロン栄町	53-7280	○	○	×	○	×
3	弥栄ダム管理所	57-3135	○	○	○	○	○
4	秀東館 若竹	—	○	○	2階以上	○	○
5	阿多田島漁業協同組合	53-7171	○	2階以上	○	×	×
6	元町4丁目集会所	—	○	○	2階以上	○	○
7	油見会館	52-4857	○	○	2階以上	×	2階以上
8	木野二丁目集会所	—	○	○	×	○	○
9	立戸集会所	—	○	○	2階以上	○	2階以上
10	御園台自治会館	53-7280	○	○	○	○	○
11	三ツ石会館	—	×	○	○	○	○
12	黒川会館	—	○	○	2階以上	○	○
13	後飯谷公民館	—	×	○	○	△	○
14	前飯谷公民館	—	×	○	×	○	○
15	防鹿集会所	—	○	○	×	○	○
16	旧阿多田小学校体育館	—	×	○	○	○	○
17	海の家あたた	53-7855	×	○	○	○	○
18	玖波8丁目集会所	—	○	○	○	○	○
19	後原集会所	—	×	○	×	○	○
20	谷尻集会所	—	×	○	○	○	○
21	広原公民館	—	×	○	○	○	○
22	谷和集会所	—	×	○	○	△	○
23	小栗林集会所	—	○	○	×	○	○

市職員：配置なし

大規模災害発生後
自発的な避難所
としても考慮

浸水時緊急退避施設

- 避難途中で津波や洪水などの浸水が目前に迫った場合に緊急一時的に退避するための施設
- ✗ 地震や土砂災害の際の滞在先として使用するものではありません。

浸水時緊急退避施設

避難途中で津波や洪水などの浸水が目前に迫った場合に緊急一時的に退避するための施設で、地震や土砂災害の際の滞在先として使用するものではありません。

番号	名 称	電話番号	対応災害				
			土砂	高潮	洪水	地震	津波
1	ゆめタウン大竹	57-8000	—	○	○	—	○
2	大竹市第2期工業用水道管理棟	—	×	○	2階以上	—	○
3	サンホテル大竹	52-8810	—	○	2階以上	—	2階以上

福祉避難所 避難場所や隣の施設など、避難主として利用する施設が最も適切なものの方は、利用を希望される方へ、施設を希望して下さい。災害時等に避難場所として利用して下さい。

番号	名 称	電話番号	土砂	高潮	洪水	地震	津波
1	ゆめタウン大竹	57-8000	—	○	○	○	○
2	コインパーキング	59-1566	○	○	○	○	○

避難時緊急退避施設 避難場所や隣の施設など、その場所が近い場合は、一度お近くに避難する方が、安全である場合、避難場所を希望する場合は、お近くの施設を希望して下さい。

番号	名 称	電話番号	土砂	高潮	洪水	地震	津波
1	ゆめタウン大竹	57-8000	—	○	○	—	○
2	大竹市第2期工業用水道管理棟	—	×	○	2階以上	—	○
3	サンホテル大竹	52-8810	—	○	2階以上	—	2階以上

広域避難場所 避難場所は、隣の施設など、その場所が近い場合は、一度お近くに避難する方が、安全である場合、避難場所を希望する場合は、お近くの施設を希望して下さい。

番号	名 称	電話番号	土砂	高潮	洪水	地震	津波
1	海浜公園	福2-2721	○	○	○	○	○

一時避難場所 避難場所は、隣の施設など、その場所が近い場合は、一度お近くに避難する方が、安全である場合、避難場所を希望する場合は、お近くの施設を希望して下さい。

番号	名 称	電話番号	土砂	高潮	洪水	地震	津波
1	北小学校グラウンド	福1-10-25	○	○	×	○	○

●避難場所へは、一度お近くの施設や隣の施設へ避難や通報を行う場合は番号
027-57-7120

●大竹市役所本館 一 案内・身近なごみの回収・寄せ
027-59-2111

●大竹市危機管理課 通報等の実施に関する相談・お問い合わせ
027-59-2119

●防災情報センター(ホットライン) お問い合わせの放送内容を電話で受けます
0120-590-137(無料)

●防災情報ホームページ お問い合わせの放送内容をホームページで確認できます
<http://otake-city.site.kaitei.jp/>



ホームページQRコード

補足資料



▶ 組織・予算・税制	▶ 災害情報	▶ 防災対策	▶ 被災者支援	▶ 広報・啓発活動	▶ 國際防災協力	▶ 会議・検討会
------------	--------	--------	---------	-----------	----------	----------

お役立ち情報  [一般向け](#)  [企業・団体向け](#)  [地方自治体向け](#)



検索

 [検索の使い方](#)

[内閣府ホーム](#) > [内閣府の政策](#) > [防災情報のページ](#) > [防災対策制度](#) > [風水害対策](#) > [避難情報の判断・伝達](#) > [避難情報に関するガイドラインの改定（令和3年5月）](#)

避難情報に関するガイドラインの改定（令和3年5月）

中央防災会議、防災対策実行会議の下の「令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」からの提言が令和2年3月にとりまとめられ、本提言を踏まえ引き続き制度的な論点を議論した「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等に関するサブワーキンググループ」からの提言が令和2年12月にとりまとめられました。

サブワーキンググループからの提言を踏まえ、災害対策基本法が令和3年に改正（災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和3年法律第30号）：5月10日公布、5月20日施行）されたことを受け、市町村が避難情報の発令基準等を検討・修正等する際の参考としていただけるよう、これまでの「避難勧告等に関するガイドライン」を名称を含め改定し、「避難情報に関するガイドライン」として公表します。

- ▶ [避難情報に関するガイドライン（令和3年5月改定、令和4年9月更新）（PDF形式：8.2MB）](#) 
- ▶ [避難情報に関するガイドライン（別冊）（令和3年5月改定、令和4年9月更新）（PDF形式：9.7MB）](#) 
- ▶ [避難情報等について（スライド形式）（PDF形式：6.2MB）](#) 

※令和4年9月、警戒レベル1「早期注意情報」に高潮が追加されることや、火山噴火等に伴う津波についても「遠地地震に関する情報」を用いて情報発信されることに関して、一部内容を更新しました。



○災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、対象とする災害から安全な場所に移動することが「立退き避難」であり、「立退き避難」が避難行動の基本である。

避難先例

1) 指定緊急避難場所

(災害の危険から身の安全を確保するために避難する場所として、あらかじめ市町村が指定した施設・場所。
小中学校、公民館、高台・津波避難ビル・津波避難タワー等)

立退き避難



立退き避難(高齢者等の避難)



2) 安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先

(これらが存する場所や避難経路が安全であるかをハザードマップ等であらかじめ確認するとともに、遠方にある場合は早めに避難する。)

関係災害

洪水等、土砂災害、高潮、津波

タイミング

警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示の発令時など
※津波が発生・切迫した状況で市町村長から発令される避難情報は「避難指示」である。

リードタイム※

リードタイムを確保できる場合にとるべき避難行動

※リードタイムとは、指定緊急避難場所等への立退き避難に要する時間のこと。リードタイムを確保可能であれば、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を安全に完了することが期待できる。

指定緊急避難場所への立退き避難



安全な親戚・知人宅への立退き避難



○災害から身の安全を確保するためには災害リスクのある区域等からの「立退き避難」が最も望ましいが、洪水等及び高潮については、住宅構造の高層化や浸水想定(浸水深、浸水継続時間等)が明らかになってきていること等から、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への移動や高層階に留まること等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合がある。この行動が「屋内安全確保」であり、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断でとる行動である。

避難先例

- 1) 自宅・施設等の浸水しない上階への移動(垂直避難と呼称されることもある)
- 2) 自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる(待避)

関係災害

洪水等、高潮

タイミング

警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示の発令時など

リードタイム

リードタイムを確保できる場合に(居住者等の自らの確認・判断で)とり得る避難行動

屋内安全確保@戸建て

2階なら安全！
今夜はみんな2階で寝よう！



想定最大浸水深

屋内安全確保@集合住宅(待避)



ここなら安全！

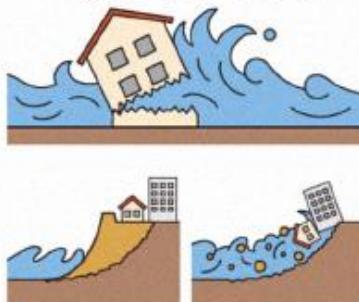
○ただし、自宅・施設等自体は浸水するおそれがあるため、「屋内安全確保」を行うためには少なくとも以下の条件が満たされている必要がある。

- ①自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域※1に存していないこと
- ②自宅・施設等に浸水しない居室があること
- ③自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障※2を許容できること

※1 家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域

※2 支障の例:水、食糧、薬等の確保が困難になるおそれ
電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ

① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない
(入っていると…)



流速が速いため、
木造家屋は倒壊する
おそれがあります

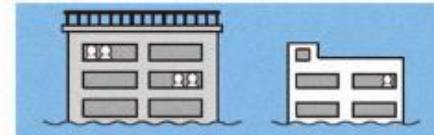
地面が削られ家屋は
建物ごと崩落する
おそれがあります

② 浸水深より居室は高い



③ 水がひくまで我慢でき、
水・食糧などの備えが十分
(十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になる
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の
使用ができなくなるおそれがあります



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や③水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

○「立退き避難」を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫(切迫とは、災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況)し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等することが「緊急安全確保」である。

避難先例

※本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

- 1) 洪水等、高潮及び津波のリスクがある区域等においては、自宅・施設等の少しでも浸水しにくい高い場所に緊急的に移動したり、近隣の相対的に高く堅牢な建物等に緊急的に移動する。
- 2) 土砂災害のリスクがある区域等においては、自宅・施設等の崖から少しでも離れた部屋で待避したり、近隣の堅牢な建物に緊急的に移動する。

自宅の少しでも高い場所に移動



関係災害

洪水等、土砂災害、高潮、津波

タイミング

警戒レベル5緊急安全確保の発令時など

※ただし、市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、必ず発令されるものではない。

※津波が発生・切迫した状況で市町村長から発令される避難情報は「避難指示」である。

近隣の少しでも高い建物に移動



リードタイム

リードタイムを確保できない場合にとらざるを得ない避難行動

出典:内閣府ガイドライン

崖から離れた部屋に移動

